

天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項

1 目的

本市への寄附の促進と地元特産品等のPRを図るため、天草市ふるさと応援寄附の寄附者へ贈呈するお礼品について、必要な事項を定めるものとします。

2 お礼品提供事業者の要件

お礼品を提供する事業者は、次の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 市内に住所を有する生産者又は地域の生産者グループ、住民自治組織、若しくは市内に本社（本店）、製造・加工施設のいずれかを有する個人、法人、団体
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び天草市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

3 募集するお礼品の要件

- (1) 市内の事業所において販売又は提供されているものであって、「天草市ふるさと応援寄附お礼品の基準」（別紙1）に該当するものとします。ただし、市外で生産又は製造された仕入商品、並びに市外で行われるサービスの提供は除きます。
- (2) 1事業者1つのカテゴリにつき、お礼品登録数の上限を30品までとします。カテゴリは次のとおりです。

野菜、果物、肉、魚、米、飲料・酒類、菓子類、加工食品、雑貨、化粧品、ファッション、体験

4 お礼品の価格について

お礼品の価格は寄附額の3割以内とし、商品代、消費税及び地方消費税を含むものとします。お礼品発送に係る送料は市が負担します。

寄附額	お礼品の価格
1万円	3,000円以内
2万円	6,000円以内
3万円	9,000円以内
4万円	12,000円以内
5万円	15,000円以内
6万円	18,000円以内
7万円	21,000円以内
8万円	24,000円以内
9万円	27,000円以内
10万円以上	寄附額の3割以下の金額

※資産性が高いお礼品の価格は30万円を上限とします。

5 お礼品の登録について

(初回登録時)

市、一括業務受託者へそれぞれ以下の書類を提出することとします。

①市へ提出する書類

- ・誓約書及び市税等の滞納確認調査に関する同意書（様式1）

②一括業務受託者へ提出する書類

- ・事業者登録シート
- ・返礼品登録シート
- ・お礼品の写真、カタログ等

これらの情報を基に、お礼品として適当であるかを市のお礼品選定審査会で審査します。お礼品の登録が決まった事業者には登録決定通知を書面により通知します。

(お礼品の追加登録)

お礼品を新たに追加提案する場合は、一括業務受託者へ、追加提案するお礼品の返礼品登録シートを提出してください。お礼品として適当であるか市のお礼品審査会で審査し、お礼品の登録が決まった事業者には登録決定通知を書面により通知します。

(誓約書・同意書の提出)

市税の滞納がないことを確認するため、誓約書及び市税等の滞納確認調査に関する同意書（様式1）を年に1度提出してください。提出されない場合、納付状況が確認できないため、お礼品の掲載を保留します。提出時期、提出方法は市から案内します。

6 お礼品提供事業者の責務

お礼品提供事業者は次のような責務を負います。

- ・お礼品の適正な在庫管理に努めること
- ・お礼品に苦情があった場合はこれを改善すること
- ・市税を滞納なく収めること

7 お礼品の登録取消について

次の場合、お礼品の登録を取り消します。

- ・お礼品提供事業者の責務を怠った場合
- ・当該年度において1年間お礼品の発注がなかった場合。ただし、年度途中で登録されたお礼品を除く。
- ・市のお礼品選定審査会がお礼品として不適當と判断した場合

8 その他

- (1) ふるさと応援寄附事業は総務省の基準に基づき運営しています。
- (2) お礼品の登録には写真が必要です。事業者でお持ちの場合はご提供ください。お持ちでない場合は写真撮影を行います。ただし、撮影のためのサンプル提供等に係る費用は事業者負担とします。
- (3) お礼品として承認された商品の情報（画像を含む。）については、天草市ホームページ、各種ふるさと納税ポータルサイト及びパンフレット等に掲載するなど、ふるさと納税のPRに使用する場合があります。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

9 お問い合わせ先

- (1) お礼品の取扱に関すること

天草市ふるさと応援寄附お礼品贈呈業務実施要領に基づき、以下の業者へ委託しています。具体的なお礼品の登録、ポータルサイト等への掲載、発送等につきましては、一括業務受託者へお問い合わせください。

【一括業務受託者】 シフトプラス株式会社
〒885-0072 宮崎県都城市上町 7-12
TEL : 050-8888-8175 FAX : 0986-57-3215
メール : support@amakusa.furusato-ig.jp

- (2) ふるさと納税制度に関すること

天草市経済部産業政策課
〒863-8631 天草市東浜町 8-1
TEL : 0969-32-6786 FAX : 0969-24-3501

別紙 1

天草市ふるさと応援寄附お礼品の基準

お礼品は、次の（１）（２）のいずれかに該当するものとする。

- （１）原材料の主要な部分が天草市内で生産されているもの。ただし、原材料の一部が天草市内で生産されている場合、次の（ア）（イ）のいずれかに該当するものとする。
 - （ア）原材料に占める天草製品の割合が、重量ベース又は原材料費ベースで半分を超えているもの
 - （イ）市のお礼品選定審査会において適当と認められたもの
- （２）製造、加工その他の工程のうち主要な部分が天草市内で行われているもの。ただし、工程の一部が天草で行われている場合、その工程が全工程の半分を超えていること。なお、実質的な変更を加えない次のような工程は「製造、加工」に該当しない。
 - ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
 - ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
 - ・ 改装 ・ 仕分け
 - ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
 - ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

様式 1

天草市ふるさと応援寄附のお礼品登録に係る誓約書
並びに市税の納付状況確認調査に対する同意書

年 月 日

天草市長 様

住所
申請者 印
電話番号

天草市ふるさと応援寄附のお礼品を登録するにあたっては、「天草市ふるさと応援寄附お礼品取扱要項」の「6 お礼品提供事業者の責務」を遵守することを誓約します。
また、登録にあたり、市税の納付状況確認調査に同意します。

※市税の納付状況確認調査に同意できない場合は、以下の書類を提出してください。

1. 登録事業者の市税等の滞納のない証明